

青森県知事

三村 申 吾 様

要 望 書

県境不法投棄問題の早期解決について

八戸地域県境不法投棄問題対策連絡会

本連絡会は、馬淵川流域の関係12市町村とその市町村議会、馬淵川沿いの農業団体、漁業団体、土地改良区及び八戸圏域水道企業団とその議会の計44団体で構成され、平成14年11月25日に設立されたものであります。

本連絡会では、県境不法投棄問題の流域にある関係団体が、相互に連絡を取りながら、当該地域に係る環境汚染等の情報収集に努めるとともに、国及び青森・岩手両県に対し必要に応じて要望活動を行い、問題の早期解決と地域住民の不安解消、並びに自然環境を保全するために一致協力して取り組むことを目的としております。

県境不法投棄問題については、国が、不法投棄された廃棄物の処理を促進するための特別措置法を制定したことから、両県においても原状回復に向けた具体的な取組が始まるものと期待しております。

については、青森県田子町と岩手県二戸市にまたがる県境不法投棄問題の解決に当たり、次のことに留意され、早期に原状回復されるようお願い申し上げます。

1. 原状回復に当たっては、田子町をはじめ、馬淵川流域の関係団体の意見・要望を最大限尊重して頂きたい。
2. 馬淵川水域の環境保全対策に万全を期すため、水処理装置や遮水壁の設置等、汚染拡散防止対策を早期に実施して頂きたい。
3. 廃棄物の撤去については、全ての廃棄物の全量撤去を基本とし、周辺土壌に有害物質による土壌汚染が判明した際は、周囲の汚染土壌についても完全に撤去して頂きたい。
4. 原状回復に当たっては、青森・岩手両県のより一層の連携を図り、統一した対策を講じて頂きたい。
5. 県境不法投棄問題における行政責任の所在を明確にした上で、当該地域についても青森県による管理責任を明確にし、環境モニタリングの強化を図って頂きたい。

6. 原状回復のための事業実施に当たっては、農林水産物の風評被害防止のための予防措置を適切に実施して頂きたい。
7. 岩手県に対し、汚染拡散防止対策に万全を期すよう、申し入れして頂きたい。

平成15年8月7日

八戸地域県境不法投棄問題対策連絡会会長

八戸市長 中 村 寿 文